

総務文教常任委員会活動レポート

開催日時：令和4年2月15日（火）

開催場所：1・2号委員会室

教育委員会

1. 教育委員会所管施設・事務調査について

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応状況について

児童・生徒の新型コロナウイルス感染防止のための学校や家庭における対策について、以下のとおり説明を受けました。

○1月25日(火)に北海道がまん延防止重点措置となる。

(期間は1月27日(木)から2月20日(日)までの25日間)

○学校への要請内容(抜粋)

- ・衛生管理マニュアルに基づき学校教育活動における感染防止対策を徹底する。
- ・児童、生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
- ・部活動は活動を厳選して、感染防止対策を徹底の上、実施。これが無理な場合は休止する。大会参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。

○スポーツ施設(総合体育館・温水プール・武道館・交流センター大集会室)の臨時休館は1月28日(金)から、2月20日(日)まで。

○公共施設等(文化施設・福祉施設・児童館・公園・観光施設・労働会館・伝成館)の臨時休館は1月31日(月)から2月20日(日)まで。

○2月4日に北海道教育委員会より、密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動など、感染対策を講じても感染リスクの高い活動は行わないことの通知があり、この通知と町内学校の感染状況から、部活動及び少年団活動の公共施設利用の特例許可を廃止。(期間は2月7日(月)から2月20日(日)まで)

(2) 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について

上記について、以下の通り説明を受けました。

○1月24日(月)に北海道保健福祉部長より、保健所による積極的疫学調査の対象の重点化により、陽性者の同居家族や医療機関、介護福祉施設等は従前通り調査

対象とされているものの、感染者の同居以外の方（クラスメイト・職場の同僚・一緒に食事をした友人等）が、当面对象外との内容の通知。

- 濃厚接触者の待機期間については、感染の可能性がある方への対応として、陽性者との最終接触日の翌日から、現在は7日間待機期間とする。（但し、10日を経過するまでは健康観察、会食等を避ける、マスク着用の感染対策を求める。）
- 学校における臨時休業等の期間（最終接触日の翌日から）については、5日間程度（土日を含む）。多くの児童・生徒が陽性となり、現在学級・学年閉鎖、臨時休校の措置がとられている。
- 保護者向けの文書として、中標津町立学校における「新しい生活様式 Ver.5」を配付。

内容

- ①基本的な対策 ②教育活動 ③感染症の学習 ④出席停止の取り扱い
- ⑤感染・濃厚接触者になった場合の連絡

【主な質疑内容】

委員：教員や子どもたちの予防接種は？

担当：教職員をエッセンシャルワーカーとして、11、12日に3回目のワクチン接種を行いました。児童については、12歳以下5歳以上のワクチンが入荷しだい実施予定で、調整を行っていきます。

委員：学習塾等は一企業ですが、子どもたちが通っているの、自粛要請等の働きかけや申し入れはできませんか？

担当：教育委員会として、そこまで踏み込んだ対応はできません。強制力もなく自粛要請はできません。

委員：学級・学年閉鎖、臨休にかかわらず外出している子がいるようですが？

担当：北海道が提供する食糧が届くのに1週間から10日要することから、保健所としては食料や生活必需品の買い物による外出はやむを得ないとの見解です。

委員：父母以外に不安に思っている方がいます。チラシを新聞折込に入れ注意喚起を促すことができないですか？

担当：子どもに外出を注意するのは保護者の判断です。また、チラシの新聞折込はコロナ対策本部で協議が必要になります。

委員：感染レベルが上がった場合、保護者向けの文書はどうなりますか？

担当：北海道の要請を踏まえてバージョンを上げて対応します。

委員：保護者もメールであれば必ず確認するので、保護者向けの文書配布と合わせメールの活用は検討されませんか？

担当：対応していきたい。

委員：新型コロナの感染拡大を広報して欲しい。

担当：SNS・FMはななどで広報しています。

委員：臨休や学級・学年閉鎖で授業の遅れが心配ですが？

担当：授業日数は余裕を持っているので心配ありません。

町民生活部

1. 新型コロナウイルスへの対応について

(1) 新型コロナウイルスワクチン（3回目）追加接種について
接種状況、今後の対応について説明を受けました。

(2) 抗原検査キットの配布について

保健センターで濃厚接触者などを対象に検査キットを無料配布する事業で、当初一人1セットの予定を一人2セットとし、受け取った日と待期期間終了日の2回検査ができるように変更したとの説明を受けました。

【主な質疑内容】

委員：医療従事者などで転居や退職などがあった方は、どのように接種できますか？

担当：医療機関の接種が終了している場合は一般接種の対象となりますが、優先させていきたい。

委員：介護施設などの利用者とスタッフに検査キットの配布をはしませんか？また、施設へ無料配布はないですか？

担当：配布は陽性者が発生した学校や事業所などを対象としています。介護施設などから相談があれば状況により相談に応じます。

委員：高齢者で接種券を紛失してしまった方や、居住しているのに郵便局から返送された方がいると聞いています。未接種者へ接種を促す広報なども必要ではないですか？

担当：接種は義務ではないので、未接種者への広報は慎重にならざるを得ません。紛失された方や届かない方は保健センターに連絡していただければ、ワクチン未接種の方のリストを作成しているので、都度アプローチし、いつでも予約できる案内をしています。

委員：役場職員の感染対策はどのような対応をしていますか？

担当：窓口カウンター等へのシールド設置、カウンター内へ職員以外の進入禁止などの感染対策のほかに、健康観察、行動履歴などの把握を行っています。会議等はリモートで行うことや、一部ですが自宅で仕事ができるテレワーク対応も行っています。また、出張は最小限にするなどの対応や、国の基準に基づいた職員のガイドラインを作成し経過観察期間の設定などを行っています。